

教育ローン

(2025 年 4 月 1 日適用中)

1	商品名	教育ローン																												
2	お申込みいただける方	○お申込時の年齢が満 18 歳以上の方 ○完済時年齢が満 81 歳未満の方 ○原則として勤続年数が 1 年以上の方 (自営業者等の給与所得以外の方は 3 年以上) ○安定継続した年収(前年税込み年収)が 150 万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方 *詳細については、お取引店にご確認ください。																												
3	お使いみち	ご本人または親族の教育のために必要な以下の資金にご利用いただけます。なお、対象となる親族の範囲は 2 親等以内となります。また、お申込みいただく方と同居する、法的婚姻関係のないパートナーの方の養育するお子様も対象となります。ただし、事業資金・投機目的資金にはご利用いただけません。 ○幼稚園から大学院・専門学校・予備校納付金(受験料・入学金・授業料・保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等) ○塾・講座・通信教育納付金(入会金・受講料等) ○付属する教育資金(教科書・参考書等の学用品代・仕送り・就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等・留学のための渡航費用等) ○他金融機関の教育ローンの借換費用、奨学金借換資金 *借換対象となる奨学金の種類等の詳細は、お取引店にご確認ください。 ○ビジネススキル向上のための資金(資格専門学校納付金等とし、趣味に属する内容は除きます。)																												
4	ご融資金額	最高 2,000 万円(1 万円以上、1 万円単位) ○授業料などの納付時期にあわせ 6 ヶ月もしくは 12 ヶ月のサイクルで「分割融資」もご利用いただけます。																												
5	ご融資期間	最長 10 年(固定金利型) 最長 25 年(変動金利型) ○固定金利型を選択された場合は「分割融資」をご利用いただけます。「分割融資」のご利用期間は最長 4 年です。(融資期間は最長 10 年)																												
6	ご融資金利	固定金利型、変動金利型から選択いただけます。 ○固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。 ○変動金利型 ①金利の上昇、低下によって適用金利が変更します。 ②既往融資の見直し…年 2 回、金利の見直しを行います。「無担保貸出標準利率」を基準金利として、i 4 月 1 日現在の基準金利を 6 月の返済日の翌日より適用、ii 10 月 1 日現在の基準金利を 12 月の返済日の翌日より適用します。																												
7	金利引下げ制度	以下の当金庫お取引項目またはご契約される方の状況によって、適用金利を最大「年 0.4%」または「年 0.2%」引下げいたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取引等項目</th><th>引下げ金利</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>当金庫住宅ローンをご利用の方</td><td>年 0.4%引下げ</td></tr> <tr> <td>②</td><td>ご契約ポイント(※1)</td><td rowspan="4"> ・1 項目該当 年 0.1%引下げ ・2 項目以上該当 年 0.2%引下げ </td></tr> <tr> <td></td><td>A. 給与振込または年金振込の指定</td></tr> <tr> <td></td><td>B. 無担保ローン契約またはマイプラン契約</td></tr> <tr> <td></td><td>C. 無通帳型契約(※2)</td></tr> <tr> <td></td><td>D. 他金融機関等からのお借換え</td><td rowspan="6"> 1 項目以上該当 年 0.2%引下げ </td></tr> <tr> <td>③</td><td>サステナブルポイント(※1)</td></tr> <tr> <td></td><td>A. 雇用形態が「契約職員等」の方</td></tr> <tr> <td></td><td>B. お申込時に 18 歳未満の子を養育する「ひとり親世帯」の方</td></tr> <tr> <td></td><td>C. お申込時に 30 歳以下の方</td></tr> <tr> <td></td><td>D. 資金使途対象のお子様の普通預金開設</td></tr> </tbody> </table>		取引等項目	引下げ金利	①	当金庫住宅ローンをご利用の方	年 0.4%引下げ	②	ご契約ポイント(※1)	・1 項目該当 年 0.1%引下げ ・2 項目以上該当 年 0.2%引下げ		A. 給与振込または年金振込の指定		B. 無担保ローン契約またはマイプラン契約		C. 無通帳型契約(※2)		D. 他金融機関等からのお借換え	1 項目以上該当 年 0.2%引下げ	③	サステナブルポイント(※1)		A. 雇用形態が「契約職員等」の方		B. お申込時に 18 歳未満の子を養育する「ひとり親世帯」の方		C. お申込時に 30 歳以下の方		D. 資金使途対象のお子様の普通預金開設
	取引等項目	引下げ金利																												
①	当金庫住宅ローンをご利用の方	年 0.4%引下げ																												
②	ご契約ポイント(※1)	・1 項目該当 年 0.1%引下げ ・2 項目以上該当 年 0.2%引下げ																												
	A. 給与振込または年金振込の指定																													
	B. 無担保ローン契約またはマイプラン契約																													
	C. 無通帳型契約(※2)																													
	D. 他金融機関等からのお借換え	1 項目以上該当 年 0.2%引下げ																												
③	サステナブルポイント(※1)																													
	A. 雇用形態が「契約職員等」の方																													
	B. お申込時に 18 歳未満の子を養育する「ひとり親世帯」の方																													
	C. お申込時に 30 歳以下の方																													
	D. 資金使途対象のお子様の普通預金開設																													

		(※1)②または③いずれかの利用により最大年 0.2%の引下げとなります。 (※2)ご返済用口座に「普通預金通帳不発行口座」をご指定し、「ろうきんダイレクト」および「ろうきんアプリ」をご契約されている方。
8	ご返済方法	○元利均等・利息分割後取返済、または元利均等・利息分割後取加算併用返済（ただし、加算併用返済部分は総貸付額の 50%以内です。） ＊元利均等・利息分割後取返済とは、毎月支払う元利金（元金と利息の合計＝1 回あたりの返済額）が一定である返済方式です。 ＊給与所得で一時金支給のある方が、加算併用返済をご利用できます。 ○分割融資をご利用期間中は、毎月利息のみのご返済となります。分割融資終了後は、元利均等・利息分割後取返済、または元利均等・利息分割後取加算併用返済となります。 ○据置期間をご利用できます。 就学中は元金返済を最長 6 年の範囲内で据置することができます。その間は利息のみご返済となります。据置期間終了後は、元利均等・利息分割後取返済または元利均等・利息分割後取加算併用返済により、元利金をご返済いただきます。 ○変動金利型により適用金利が変更した場合、次の通り返済方法を見直します。 ①金利が上昇した場合…金利変更の都度、返済金を見直します。 ②金利が低下した場合…返済金は見直しません。
9	担保	不要です。
10	保証	○当金庫指定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 ○保証料は、金庫負担となります。 ○保証人は、原則不要です。 ○お申込み金額が 1,000 万円以内、ご返済期間が 10 年以内の場合には、「リトライ制度」をご利用出来ます。
11	生命保険	○ご希望により、ご融資実行時の年齢が満 18 歳以上～満 66 歳未満の方は当金庫が指定する保険会社の団体信用生命保険（以下「団信」と言います）へご加入することができます。 ○団信をご利用の場合は、年 0.1%を上乗せした融資金利が適用となります。ただし、「リトライ制度」でのご融資となる場合、団信のご利用はできかねます。 ○保険金が支払われた場合は、ローン残高に充当されます。 ○分割融資をご利用の方は、団体信用生命保険にご加入いただけません。
12	商品に関するお問い合わせ	○フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時
13	苦情処理措置（ろうきんへの相談）	○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62 ○受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https:// www.tohoku-rokin.or.jp
14	紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	○東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。 ○また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

○返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算ができます。

〔商品概要説明書〕

- 現在の金利については、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
- その他、詳しくはお取引店へお問い合わせください。
- ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

東北ろうきん